

佐賀県告示第三百二十一号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第十五条の二の六第一項の規定による産業廃棄物処理施設の変更の許可申請があつたので、同法第十五条の二の六第二項において準用する同法第十五条第四項の規定により、申請書及び周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類を一般の縦覧に供する。

なお、当該産業廃棄物処理施設の変更に関し利害関係を有する者は、佐賀県知事に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

平成二十四年十二月四日

佐賀県知事 古 川 康

一 変更許可を受けようとする者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社平成開発

佐賀県小城市小城町池上一三六一番地
代表取締役 久保 直行

二 産業廃棄物処理施設の設置の場所
佐賀県多久市南多久町大字長尾一五五三番ほか四十一筆

三 産業廃棄物処理施設の種類
安定型最終処分場（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第七条第十四号ロに掲げる最終処分場をいう。）

四 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類
廃プラスチック類、ゴムくず、がれき類、金属くず及びガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず 以上五種類（石綿含有産業廃棄物を含み、廃プラスチック類、金属くず及びガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くずにあつては、自動車等破砕物を除く。）

五 申請年月日

平成二十四年七月二十日

六 縦覧の場所並びに期間及び時間

(一) 縦覧の場所

佐賀県くらし環境本部循環型社会推進課(佐賀市城内一丁目一番五九号)及び多久市役所市民生活課(多久市北多久町大字小侍七番地一)

(二) 縦覧の期間及び時間

平成二十四年十二月四日から平成二十五年一月四日まで(土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日及び平成二十四年十二月二十九日から平成二十五年一月三日までを除く。)の午前八時三十分から午後五時十五分まで

七 意見書の提出

(一) 提出期限

平成二十五年一月十八日

(二) 提出方法

持参又は郵送(提出期限日の消印有効)

(三) 提出場所

佐賀県くらし環境本部循環型社会推進課(郵便番号八四〇 八五七〇)

佐賀市城内一丁目一番五九号)又は多久市役所市民生活課(郵便番号八四

六 八五〇一 多久市北多久町大字小侍七番地一)

(四) 意見書に記載すべき事項(日本語で記載すること。)

ア 意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

イ 意見書を提出する対象施設の名称

ウ 対象施設の変更に係る具体的な利害関係

エ 生活環境の保全上の見地からの意見